

募集 振興計画審議会委員の公募について

将来を見据えた総合的かつ計画的なまちづくりの方向を明らかにする振興計画「総合計画」の策定に関して必要な事項を調査及び審議する審議会の委員を次のとおり募集します。

▼募集人員

3名(伊野・吾北・本川各地区1名の予定)

▼任期

4月～平成28年3月

▼応募資格

町内に住所を有する20歳(平成26年4月1日現在)以上の方で、平日の昼間に開催する審議会に出席できる方

▼応募方法

総務課に備え付けの応募用紙に応募の動機、まちづくりへの提言、地域活動やボランティア活動の実績などの必要事項を記入の上、総務課に提出してください。

▼報酬

審議会への出席に応じて町の規定により支給

▼応募締切

4月22日(火)
17時15分必着

問い合わせ 総務課

☎ 893-1113

募集 「いの町地域づくり推進事業」を募集します

▼募集の趣旨

町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源をいかし、独創的、個性的な地域づくりを推進するための事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼募集期間

4月1日(火)～
4月18日(金)
(土、日曜日除く。)

▼補助対象団体

町民又は町内に居住する者が主体となつて運営されている団体

▼補助対象事業

団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次に掲げる事業

- (1)人材育成のための事業
- (2)伝統・文化継承のための事業
- (3)地場産業育成のための事業
- (4)コミュニティ育成のための事業

(5)その他、地域づくりに関し町長が特に必要と認めた事業

※国、県の補助対象事業、施設整備などのハード事業及び視察・大会などへの参加を主たる目的とした事業は対象となりません。

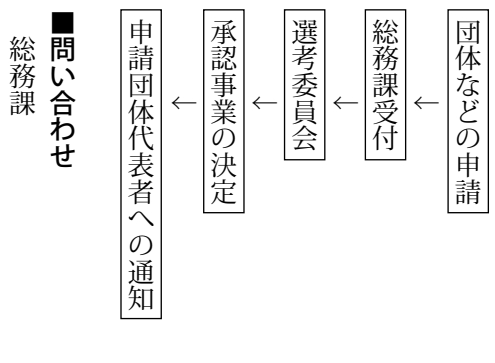
▼補助対象経費

事業の実施に要する経費 ※団体の構成員に対する人件費、謝金及び飲食に係る経費は対象となりません。

▼事業承認申請

補助金の交付を受けようとする場合は、事業承認申請書の提出が必要です。提出された申請事業の内容を選考委員会が審査し、承認事業を決定します。

▼申請から決定までの流れ



☎ 893-1113

スポーツ安全保険

傷害保険

賠償責任保険

突然死葬祭費用保険



対象となる事故 団体活動中の事故/往復中の事故

保険期間 4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時まで(申込受付は3月から)

加入区分・掛金・補償額 団体活動を行う5人以上の方でご加入ください。加入区分は加入者ごとに選択してください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人あたり)	傷害保険金額	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動 上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特典：個人練習なども補償の対象となります。 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	A1	800円	死亡 2,000万円 後遺障害 3,000万円 入院 4,000円 通院 1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円 身体・財物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は1人1億500万円	突然死 急性心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
高校生 以上 65歳以上 の方も加入 できます。	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動を行う場合は対象となりません。	A2	800円	死亡 2,000万円 後遺障害 3,000万円 入院 4,000円 通院 1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 急性心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
65歳 以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分	C	1,850円	死亡 2,000万円 後遺障害 3,000万円 入院 4,000円 通院 1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円 ※自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	突然死 急性心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	AC	1,300円	死亡 1,000万円 後遺障害 1,500万円 入院 2,500円 通院 1,000円		
		B	1,000円	死亡 600万円 後遺障害 900万円 入院 1,800円 通院 1,000円		
		D	11,000円	死亡 500万円 後遺障害 750万円 入院 1,800円 通院 1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

スポーツ安全協会 検索 インターネットからも加入受付を行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

公益財団法人 スポーツ安全協会 高知県支部

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階 TEL088-820-1755

電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)

保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより受付ております。

この広告はスポーツ安全保険(スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)、突然死葬祭費用担保特約(付帯傷害賠償)、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任担保特約等施設賠償責任担保及びスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯傷害賠償賠償責任担保(保険料))の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書により、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または、東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

(引継ぎ保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 公務第2部公務第1課

TEL 03-3515-4133(平日9:00～17:00)

(共同引継ぎ保険会社(平成26年4月予定))

あいおいニッセイ同和 火災保険 損害サービス 大田火災 東京海上日動

日新火災 日本興亜火災 富士火災 三井住友海上

平成25年12月作成 0792-1304-813259-201312

1701-1304-813247-201311